

令和4年3月9日

令和4年2月定例議会追加議案

鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正について

鈴鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 9 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

国民健康保険料の被保険者均等割額等を減額するほか、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、未就学児に係る国民健康保険料の被保険者均等割額の減額の基準を新設し、及び国民健康保険料の基礎賦課限度額等を改めるについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鈴鹿市国民健康保険条例（平成 29 年鈴鹿市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（一般被保険者に係る基礎賦課総額） 第 9 条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第 35 条 <u>及び第 36 条の 2</u> の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては，その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は，第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 （1） 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア・イ 略 ウ <u>法第 81 条の 2 第 5 項</u> の財政安定	（一般被保険者に係る基礎賦課総額） 第 9 条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第 35 条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては，その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は，第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 （1） 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア・イ 略 ウ <u>法第 81 条の 2 第 4 項</u> の財政安定

化基金拠出金の納付に要する費用の額 エ <u>法第81条の2第10項第2号</u>に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額 オ・カ 略 (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア～ウ 略 エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び<u>第72条の3の2第1項</u>の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額 （一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率） 第12条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>27,500円</u> (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額	化基金拠出金の納付に要する費用の額 エ <u>法第81条の2第9項第2号</u>に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額 オ・カ 略 (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア～ウ 略 エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額 （一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率） 第12条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>29,000円</u> (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額
--	---

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 1 世帯につき21,300円

イ 特定世帯（特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。） 1 世帯につき10,650円

ウ 特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。） 1 世帯につき15,975円

（基礎賦課限度額）

第17条 第10条又は第13条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第10条の基礎賦課額と第13条の基礎賦課額との

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 1 世帯につき22,800円

イ 特定世帯（特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。） 1 世帯につき11,400円

ウ 特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。） 1 世帯につき17,100円

（基礎賦課限度額）

第17条 第10条又は第13条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第10条の基礎賦課額と第13条の基礎賦課額との

合算額をいう。第34条及び第35条第1項において同じ。)は、65万円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第18条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額

(第35条及び第36条の2の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第21条 一般被保険者に係る後期高齢者

合算額をいう。第34条及び第35条第1項において同じ。)は、63万円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第18条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額

(第35条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第21条 一般被保険者に係る後期高齢者

支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.7

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき9,700円

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 1世帯につき6,900円

イ 特定世帯 1世帯につき3,450円

ウ 特定継続世帯 1世帯につき5,175円

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第26条 第19条又は第22条の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第19条の後期高齢者支援金等賦課額と第22条の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第34条及び第35条第1項において同じ。）は、20万円を超えることができない。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第30条 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.7

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき12,400円

支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の3.1

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき11,200円

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 1世帯につき8,400円

イ 特定世帯 1世帯につき4,200円

ウ 特定継続世帯 1世帯につき6,300円

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第26条 第19条又は第22条の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第19条の後期高齢者支援金等賦課額と第22条の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第34条及び第35条第1項において同じ。）は、19万円を超えることができない。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第30条 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の3.1

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき14,400円

(3) 世帯別平等割 1世帯につき
5,800円

(低所得者の保険料の減額)

第35条 次の各号に該当する納付義務者
に対して課する保険料の賦課額のうち
基礎賦課額は、第10条又は第13条の基
礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定
める額を減額して得た額（当該減額し
て得た額が65万円を超える場合には、
65万円）とする。

(1)～(3) 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金
等賦課額の減額について準用する。こ
の場合において、第1項中「基礎賦課
額」とあるのは「後期高齢者支援金等
賦課額」と、「第10条又は第13条」と
あるのは「第19条又は第22条」と、「65
万円」とあるのは「20万円」と読み替
えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納
付金賦課額の減額について準用する。
この場合において、第1項中「基礎賦課
額」とあるのは「介護納付金賦課額」
と、「第10条又は第13条」とあるのは
「第28条」と、「65万円」とあるのは「17
万円」と読み替えるものとする。

第36条 略

(未就学児の被保険者均等割額の減
額)

(3) 世帯別平等割 1世帯につき
7,800円

(保険料の減額)

第35条 次の各号に該当する納付義務者
に対して課する保険料の賦課額のうち
基礎賦課額は、第10条又は第13条の基
礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定
める額を減額して得た額（当該減額し
て得た額が63万円を超える場合には、
63万円）とする。

(1)～(3) 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金
等賦課額の減額について準用する。こ
の場合において、第1項中「基礎賦課
額」とあるのは「後期高齢者支援金等
賦課額」と、「第10条又は第13条」と
あるのは「第19条又は第22条」と、「63
万円」とあるのは「19万円」と読み替
えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納
付金賦課額の減額について準用する。
この場合において、第1項中「基礎賦課
額」とあるのは「介護納付金賦課額」
と、「第10条又は第13条」とあるのは
「第28条」と、「63万円」とあるのは「17
万円」と読み替えるものとする。

第36条 略

第36条の2 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条又は第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額を控除して得た額とする（第3項に掲げる場合を除く。）。

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条」とあるのは「第21条又は第24条」と読み替えるものとする。

3 当該年度において、第35条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

（1） 第12条又は第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第35条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額

を控除して得た額

(2) 第1号に掲げる額に、それぞれ、
10分の5を乗じて得た額

4 前項の規定は、後期高齢者支援金等
賦課額の減額について準用する。この
場合において、同項中「基礎賦課額」と
あるのは「後期高齢者支援金等賦課額」
と、「第12条又は第15条」とあるのは
「第21条又は第24条」と読み替えるも
のとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第9条、第12条、第17条、第18条、第21条、第26条、第30条、第35条及び第36条の2の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。